

仙台地裁判決に対する声明

2019（令和元）年5月28日
兵庫優生保護訴訟弁護団

本日、仙台地方裁判所は、旧優生保護法による強制不妊手術を受けた原告らが国を被告として損倍賠償を求めた裁判において、いずれの原告の請求をも棄却する判決を言い渡した。

同判決は、「子を産み育てるかどうかを意思決定する権利」（リプロダクティブ権）は人格的生存の根源にかかわるものとして人格権の一内容を構成する権利として憲法13条の法意に照らし尊重される、不妊手術を強制する旧優生保護法の規定は個人の尊厳を踏みにじり「リプロダクティブ権」を奪うものであって憲法13条に違反し無効である、優生手術を受けた者は国家賠償法1条1項に基づきその賠償を求めることができると判示した。

他方で同判決は、国家賠償法4条が適用する民法724条後段が規定する「除斥期間」は法律関係を速やかに確定させる正当な目的があり20年という期間も必要性合理性があるので憲法17条には違反せず本件にも適用され、手術を受けてから20年が経過していることを理由に原告らは賠償を求めることができないと判示した。

また、権利行使の機会を確保すべく国会議員が立法措置を執らなかったことが国家賠償法1条1項の適用上違法であるという原告らの主張に対し、同判決は、原告らの受けた権利侵害の程度が極めて甚大であり権利行使の機会を確保する必要性が極めて高かったことを認めたとうえで、旧優生保護法の存在自体によって優生思想が社会に根強く残っていること、優生手術が最も他人に知られたくない情報であること、被害を裏付ける証拠を入手することが困難であったことなどから、手術を受けたときから20年以内に原告らが損害賠償請求を行うことは現実的には困難であり国会が立法措置を執ることが必要不可欠であったことを認めながらも、どのような立法措置を執るかは憲法上一義的に定まるものではなくまた「リプロダクティブ権」をめぐる法的議論の蓄積が少なかったことを理由に、立法措置を執ることが必要不可欠であることが国会にとって明白であったとはいえないとして、国会が立法措置を執らなかったことは国家賠償法1条1項の規定の適用上違法の評価を受けないと判示し、原告らの主張認めなかった。

同判決が、「リプロダクティブ権」の保障を正面から認め旧優生保護法が憲法13条に反し違憲であると認めたこと、旧優生保護法が原告らにもたらした被害が甚大であり、旧優生保護法という法の名のもとに広まった優生思想により原告らが自ら損害賠償請求を行うことは困難であり立法による権利行使の機

会を確保することが必要不可欠であったことを認めたことは、正当である。

しかし、除斥期間を適用した判断は不当というほかない。同判決も認める極めて高い救済の必要性を超えて法的安定性を図る必要性がどれほどあるのか疑問である。加害者である国が自ら定めた除斥期間の規定により自らの損害賠償義務を免れることは極めて不当な結論であり、国または公共団体に対する損害賠償請求権を人権として保障する憲法17条はこのような事態を許容していないというべきである。

また、平成8年に障害者差別にあたることを理由に旧優生保護法から優生手術の規定は削除されたのであるから当時既に国会においても旧優生保護法が少なくとも人権を侵害する法律であったとの認識はあったといえ、またその後国連人権規約委員会から勧告を受け、平成16年には現に当時の厚労大臣が被害実態の検証及び対策をとる必要がある旨言及していることからすると、少なくとも現時点においては立法措置が必要不可欠であることは国会にとっても明白であるというべきである。

裁判所が、旧優生保護法が違憲であり被害者らが甚大な人権侵害を受けた事実を認めながらも、結論において請求を棄却したことは残念でならない。

我々は、裁判所が人権保障の最後の砦としての役割を果たし真に正義に照らして正当な判決をすることを信じ、兵庫訴訟における原告らの勝訴判決に向けて全国の原告らとともに闘う決意である。